

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和4年第1回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和4年3月8日（火） 開会：午前9時58分 閉会：午前11時28分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第7号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）のうち所管の補正予算

議案第10号 押印を求める手続等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第11号 筑西市個人情報保護条例の一部改正について

議案第12号 筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第14号 筑西市庁舎建設事業基金条例の制定について

議案第15号 筑西市特別会計条例の一部改正について

議案第16号 筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第28号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

4 出席委員

委員長 藤澤 和成君

委員 石嶋 巖君 委員 小倉ひと美君 委員 増淵 慎治君

委員 尾木 恵子君 委員 堀江 健一君 委員 榎戸甲子夫君

5 欠席委員

副委員長 田中 隆徳君

6 議会事務局職員出席者

書記 谷島しづ江君

委員長 藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、田中副委員長1名でございます。

それでは、本委員会に付託されました議案について、審査をしてみたいと思います。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおりで、条例議案7件、補正予算議案1件について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてみたいと思います。

初めに、総務部です。

議案第10号「押印を求める手続等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を審査願います。

○総務部長（高島健二君） 総務部です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、行政改革推進課から説明を願います。

成川行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（成川幸夫君） 行政改革推進課の成川でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第10号「押印を求める手続等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における負担軽減や利便性の向上を図るため、総務省から各地方公共団体に対しまして、「地方公共団体における書面規定、押印、対面規定の見直しについて」の通知が発出されたことから、本市におきましても、事務改善委員会において「押印見直しに係る判断基準」を定めまして、押印を求める合理性や押印に代わるものがあるかどうか、そういった観点から申請書等における押印の見直しを行いました。その基準に基づき本市の条例に規定されている押印手続を廃止するため、関係する条例を改正するものでございます。

それでは、条文に沿って内容をご説明いたします。第1条は、筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。こちらは「行政不服審査法施行令」の一部改正に合わせて押印の見直しを行い、同条例第4条第4項を削り、「審査申出書」の押印を廃止するとともに、同条例第7条、第8条、第9条及び第11条に規定する「意見陳述調書」や「口述書」等について、「署名押印」とあるものを「署名又は記名押印を」に改めまして、押印の義務づけを緩和するものでございます。

次に、第2条の筑西市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でございます。こちらは国における「職員のサービスの宣誓に関する政令」、こちらの一部改正に合わせて押印見直しを行って、同条例第2条と別記様式を改正し、新たに職員となった者がサービスの宣誓をする際、押印及び対面を不要とするものでございます。

最後に、附則としまして、この条例の施行期日を、令和4年4月1日からとするものでございます。
説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

議案第10号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「押印を求める手続等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第11号「筑西市個人情報保護条例の一部改正について」の審査を願います。

それでは、総務課から説明を願います。

久保田総務課長。

○総務課長（久保田敏行君） 総務課の久保田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号「筑西市個人情報保護条例の一部改正について」ご説明いたします。

まず、改正の概要でございますが、筑西市の個人情報保護条例が引用しておりました国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が、個人情報保護に関する法律に統合される改正が行われたことに対応するものでございます。法改正が令和4年4月1日から施行されることから、その影響を受ける本市の個人情報保護条例を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。第2条の改正、第40条の改正、こちら共に引用している法令の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、これらが廃止となったことから、引用先が個人情報の保護に関する法律となることに対応するものでございます。

なお、この条例の施行期日は、法改正等の施行期日に合わせまして、令和4年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、議案第11号の採決をいたします。

議案第11号「筑西市個人情報保護条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第12号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」審査を願います。

引き続き、久保田総務課長、説明願います。

○総務課長（久保田敏行君） 議案第12号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、人事院規則において、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和及び育児休業の取得を促進するための措置等が追加されたことから、これに準じて条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。第2条第3号の改正につきましては、これまで非常勤職員は、引き続き在職した期間が1年以上経過しないと育児休業等が取得できませんでした。改正後は採用当初から取得できるよう、取得要件を緩和するものでございます。

第19条第2号では、部分休業につきましても、採用当初から取得できるよう、取得要件を緩和するものでございます。

次に、第23条を第25条といたしまして、第22条の次に第23条と第24条の2条を加えるものでございます。

まず、第23条といたしまして、職員等から妊娠または出産等の報告があった場合は、任命権者は育児休業制度等を職員に知らせるとともに、意向を確認するなどの措置等を規定するものでございます。

同じく追加した第24条につきましては、職員に対する育児休業に係る研修の実施や育児休業に関する相談体制の整備など、勤務環境の整備を規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を、令和4年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） これ本当にとってもいいことだと思います。それで、お聞きいたしますが、この育児休業の具体的なこの休業期間といえますか、それはどういうふうになるか、お尋ねいたします。

○委員長（藤澤和成君） 久保田総務課長、答弁願います。

○総務課長（久保田敏行君） 育児休業につきましては、職員につきましては3年というか、3歳の誕生日までです。非常勤職員については1年、1歳の誕生日までです。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 分かりました。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより、議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第14号「筑西市庁舎建設事業基金条例の制定について」審査を願います。

管財課から説明を願います。

大谷管財課長。

○管財課長（大谷公生君） 管財課の大谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第14号「筑西市庁舎建設事業基金条例の制定について」ご説明いたします。

この庁舎建設事業基金条例は、本庁舎が入りますスピカビルの耐用年数を考慮し、長期的な行政運営の観点から、将来に向けた備えとして、新庁舎の建設のための基金条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文についてご説明いたします。第1条は、基金の設置について定めるものでございます。第2条は、積み立てる額について定めるものでございます。第3条は、基金の管理について定めるものでございます。第4条は、基金の運用から生じる収益について定めるものでございます。第5条は、基金の繰替運用について定めるものでございます。第6条は、基金の処分について定めるものでございます。第7条は、この条例に定めるもの以外の委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） これ議案質疑でも出ましたが、この3億円積み立てるその3億円の根拠と申しますか、その理由についてお聞きいたします。

○委員長（藤澤和成君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） 積み立てる額については、この後財政課のほうの補正予算になろうかと思うのですが、一応積み立てる額の考え方についてご説明いたします。

積立てについては、先ほど申しましたように財政的な考え方となりますので、答えられる範囲でお答えいたしますと、積立ては財政状況によりますが、確保できました一般財源を、都度、その状況を判断しながら積み立てていくものになるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） まだすっきり理解できないのですが、なぜこの、議案質疑の中でもあったのですけれども、この3億円という、なぜ3億円なのかというところがよく理解できないのですが。

○委員長（藤澤和成君） 山口企画部長。

○企画部長（山口信幸君） 答弁させていただきます。

議案質疑のほうでも答弁をさせていただいたのですが、この後財政のほうでも多分質問あれば答弁させていただくと思うのですが、令和3年度の今、決算というか、間もなくそういう時期を迎えます。その中で令和3年度につきましては、市税等がもともと少なくなる、減少するというふうに見込んだのですが、意外と法人税を中心に税収が堅調でございまして、それで多くの法人税のほうが増えるというふうな見込みでございます。それと、国税の伸びも堅調でございまして、これを財源といたします普通交付税、こちら伸びる要因がございます。それから、コロナ禍で歳出が抑制されておりますので、その分の繰越

金が多く出る見込みでございます。

その中で、全体的に21億8,000万円ほどの財源が確保ができるということです。それで、交付税とかのルール分として財政調整基金に積んだり、そして減債基金に積んだりするのですが、それを積んだとしてもおおむね3億円の財源を確保できる、そういうことから今回は3億円を積み立てるというふうなことで予算計上させていただいたものです。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 分かりました。

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

討論を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 議案第14号に対しまして賛成の討論をいたします。

議案質疑でも二、三のおおむね反対かのような質疑がございましたが、議員我々は、もっとこの建物の内容を知らずして、行政側から上がった基金に対してのああいう言い方はないと思うのです。というのは、どなたかが中古住宅になぞらえて、新築とは言ったけれども。では、それと同じことを言えば、これは中古住宅ではなくて、中古、潰れた店舗だと、でしょう。だから、この意見に際して私は随分議論しました。どうして中で働く職員さんのために、この窓のない庁舎ビルの南側に窓を開けないのだと言ったら、構造上無理だと、そして市長室、副市長室、我々の控室、共産党は窓開いていますが、閉めっきりなのです。健康衛生上非常にまずいというビルだった。そこに移転せざるを得なかった。

その背景には、筑西市、当時下館市の玄関口のこのビルが廃墟ビルになるし、併せて、本庁舎側の老朽化が進んでいるので、移転しようということで移転したのです。ですから、この建物に、ビル自体が、長くいること自体が、誠に職員さんに対して健康上まずいのです。

一つの例を、もっと悪いのは、2階、3階、4階とありまして、我々の4階がトイレが2つあるのです。このトイレ、我々議員と秘書課と広報広聴課と市長公室、何ですかあれは……

（「広報広聴課」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）広報広聴課の前にある。そこにいる女性方……

（「商工会議所ある」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）商工会議所もある……

（「商工会議所は6階です」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）私は男性だから、女性のトイレ入ったことないでしょう。男性のトイレは小便器が3つの洋式トイレが1つで4つなのです。大体休憩時間一緒ですから、これ渋滞起こしてしまうのです。つい最近女性トイレに1人立っているのです。怒っているのです、俺に、入れないよと。入ればと言ったら、女性は1つなんだって。

この完成したときに、私も建築屋のはしくれだから、議会でこう申し上げた。設計屋が下手だって。こんな設計ないというふうに思っていたのですが、実は老朽化して20年以上たったビルの給排水管の配管はぼろぼろなのです。ということは、増築だから、増設だから、改築をしてトイレなりそういう水回りのものをやるときには、現行の配管に接続するのに、どこに接続していいか分からないくらいぼろぼろで、

どこまで行ったら分からないかというふうなので、これを現況の、少ないトイレのままにしたという経緯があるのです。

そういうことがあるから、この庁舎に、もうすぐお辞めになる方はいいでしょうけれども、20代、30代の方、あと10年も15年もいなくてはならないという中で、執行部がその新しい庁舎のために基金が始まったと言ったら、私なんか「よしっ」とやったよ、心の中で。反対のすべがない。よくその計画を立てたというふうに思わなくてははいけませんよ。まして共産党さんはこの庁舎の中に赤旗の購買者何人いるのだよ、100人ぐらいいるだろう。

（「関係ないでしょうよ」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）関係ある。あなたのお付き合いしている親しい職員の声なき声をあなたが察知して、これはいいことだと。では300円なら積立て承認したのかい、3万円なら承認したか、3億円だからと、その3億円、こうして3億円というのはまずいのだという反対ならいいよ、ただ反対のための3億円……

（「そうじゃないですよ。3億円の根拠が理解できないから質問したのです」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）3億円の根拠を質問するのだったら言ったでしょうよ……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）同僚の共産党議員を見なさい。共産党だけは窓がついているのだ、あの休憩室。我々の部屋は換気扇もないのだよ。ドアを閉め切ってラーメンを食うと、ラーメンの匂いが夕方流れている。市長室なんかもっとかわいそうだ。我々が入ったときにはクロスの張り替えをした。クロスというのは、厳密にいうとホルムアルデヒド、毒性、そういうものになっているわけだ。それ夏と冬、特に換気扇で回すと、ちりぼこりと一緒になって充満しているわけ。市長は体が丈夫だからならなかったけれども、副市長も。そういうこの行政の建物なの。だから5年後か10年後だか分からないけれども、さあ始まるぞとしたらば、聞きたいことあっても、もろ手を挙げて賛成しなくては。

（「余裕があるときに積んでおかないと、しょうがない」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）何だってそうだよ。そういうものを先にたたいて、何で反対、質問だ。

（「今日は賛成なんだろう」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）これで、赤旗新聞のにみんな断らせるから。

○委員長（藤澤和成君） では、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 確かにこの庁舎の造り自体は、私は本当に職員の皆さん、窓のないデスクでやっているというのは本当に気の毒に思っております。6階の商工会議所に行きますと、本当にこのずっと南から北まで、西か、ガラス張りで、太平山とか日光連山とかきれいに見えるのです。だからやはりああいふ外の、外光が入ってくる、そういう庁舎がやはり理想的だなというのは強く思っております。せんだつても、ICTで結城市の市長さんに伺いまして、そしたらやはりガラス張りで、本当に職員の皆さんの働く環境がすばらしいというふうに思ったのと同時に、当庁舎では本当に、先ほど榎戸委員が言ったように、商業ビルですから、窓をつけると外を見ると買い物に集中できなくなるから、やはり窓のないウインドーレスの建物になっているというのはよく理解できます。

ただ、事の経過で、先ほど言ったように駅前で廃墟ビルは誠にみすばらしいということで、それで市庁舎の移転になったというふうに私は理解しております。ただそういう意味で将来的に市庁舎の建て替えというのは、これは当然求められてくるというふうに考えております。だから、そういう意味で唐突にといえますか、これもうちよっともんでいく、今本当に……

(「財政に余裕があるときに積んでおかななくては、余裕がないと一銭だって積んでおけないのだから今企画部長の説明があったように、余裕があるから3億円用意したのだから。来年なんか、積めるかも分かんないし……」と呼ぶ者あり)

○委員(石嶋 巖君) (続) それも分かりますけれども、今新型コロナウイルスで市民の皆さんの暮らしが本当に追い詰められて、ましてガソリンや灯油の値上げ、1バーレル120ドルに今なってきているという状況で、カップラーメンとか小麦粉製品等の値上がりということで、食料品の値上げが連続して起きている中で、本当に暮らしが大変な状況で、そういう意味でやはり市民の暮らしに寄り添った姿勢が今求められているというふうに強く思っております。そういう意味でこの趣旨は分かりますが、今なのかという点では甚だ疑問があります。

○委員長(藤澤和成君) 榎戸委員。

○委員(榎戸甲子夫君) 全く私と意見反対じゃない。なぜ今かと、庁舎ビル、3年、5年では無理だよ。3億円の根拠が知りたいと、今部長からあったように、3億円の根拠というのなら、逆に反対というか、異論を言うのなら、自分たちで考えて、この庁舎ビルも恐らく60億円とか70億円だったら、もし市長の提案が出たら、頭の中でぱぱっと計算して、3億円では多額ではないのかとか、やることに対して反対はしないから、では月に3万円ならいいとかという案を出せばよかったのだよ。それを言わないで、ただ3億円の内容が分からないからと異論を唱えるから、我々はこれはどうしたものかと。

建て替えをするのには、このビルは配管はぼろぼろ、精神衛生上、誠に悪い。こんな笑い話があるのだよ、オープンしたばかり。ある職員が帰ってきたのだから、そして、雨降ってきたよと言ったら、脇にいた2人が飛び出して行って表を見に行ったというのだよ。毎日毎日雨なんて知っているのに、そういう空間に閉じ込められると、雨が降ったというだけでも、頭の中がこんなになっているから、本当に、見に行ったというのだよ。笑い話のような本当の話なの。

そういう生活をもう十何年もやっているのよ、職員さんは。建て替えなんていうのは、私にしたらもっと前にやるべきだったと。でもよくぞ決断したというのが私の意見。3億円が5億円でも3万円でもいいの、それについては、その状況に応じて3万円が10億円になるかもしれないし、1億円かもしれない。ただそういうことは我々議会は、議員は、そういうことを容認にして、なるべく早く職員さんのためにも、赤旗新聞増えるかもしれないぞ。

○委員長(藤澤和成君) そろそろ採決したいのですが、よろしいですか。

(「分かんないから議会でやるから」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤澤和成君) それでは、これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市庁舎建設事業基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第28号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」審査願います。

総務課から説明を願います。

久保田総務課長。

○総務課長（久保田敏行君） 議案第28号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、令和3年人事院勧告に基づき一般職及び特別職の給与等について改定するため、併せて4本の条例改正をお願いするものでございます。

初めに、改正の概要についてご説明いたします。まず、主な改正点でございますが、1点目といたしまして、民間給与との格差を是正するため、期末手当の支給率を一般職で100分の15、特別職で100分の10、引き下げるものでございます。

2点目といたしまして、令和4年6月支給分の期末手当に関して特例措置を設けるものでございます。

今回の期末手当支給率の引下げにつきましては、本来令和3年12月支給分から適用するところでございますが、国における給与法の改正案が現在開会中の通常国会に提出されたことから、本市におきましても国と足並みをそろえ、令和4年6月以降の期末手当支給率を引き下げるとともに、特例措置を設けることで、令和3年12月支給分における引下げ相当額を令和4年6月支給分から調整するものでございます。

それでは、条文に従いまして詳細をご説明いたします。1ページを御覧願います。職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第1条は、本年6月及び12月の期末手当の支給率を、一般職についてそれぞれ100分の7.5、再任用職員について100分の5引き下げるための改正でございます。

次に、筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第2条は、特例任期付職員に係る期末手当の支給率をそれぞれ100分の5引き下げるための改正でございます。

続きまして、2ページを御覧願います。筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

第3条は、市長及び副市長に係る本年度6月及び12月の期末手当の支給率を、それぞれ100分の5引き下げるための改正でございます。

最後に、筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。

第4条は、教育長に係る本年6月及び12月の期末手当の支給率を、市長及び副市長と同じく、それぞれ100分の5引き下げるための改正でございます。

続きまして、附則でございますが、第1条は、本条例の施行期日について規定するものでございます。

第2条第1項は、一般職、再任用職員及び特定任期付職員について、令和3年12月の期末手当引下げ相当分を令和4年6月期末手当で調整を行うことを規定するものでございます。

3ページを御覧願います。第2条第2項は、市長及び副市長について、令和3年12月の引下げ相当分を令和4年6月期末手当で調整することを定めるものでございます。

第2条第3項は、教育長について、同じく令和3年12月の引下げ相当分を令和4年6月期末手当で調整することを定めるものでございます。

第2条第4項は、会計年度任用職員について、同じく令和3年12月の引下げ相当分を令和4年6月期末

手当て調整することを定めるものでございます。

4ページを御覧願います。最後に、第3条は、規則への委任を定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

では、議案第28号について採決をいたします。

議案第28号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 続いて、企画部所管の審査に入ります。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第7号は、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

財政課から説明を願います。

板橋財政課長。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課、板橋です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

まず、8ページ、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正の1、変更でございます。表の一番下の行、臨時財政対策債について限度額の変更をお願いするものでございます。これは発行可能額の確定に伴いまして、1億8,280万円を減額し、20億1,720万円とするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款2地方譲与税、項5目1節1、説明欄1、森林環境譲与税は、今年度の交付額の確定により9万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款11項1目1節1地方交付税、説明欄1、普通交付税は、同じく今年度の交付額の確定により、11億2,900万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。款18項1寄附金、目3節1、説明欄1、民生費寄附金に91万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは個人の方などからいただいた指定寄附金でございます。

款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金4億8,363万円の減額は、今回の補正予算に伴う収支調整のために減額をお願いするものでございます。

款20項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金に12億1,593万3,000円の増額をお願いするものでございます。令和2年度決算により生じた繰越金のうち、予算未計上分を増額するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。款22項1市債、目13節1、説明欄1、臨時財政対策債に1億8,280万円の減額をお願いするものでございます。地方債の補正でご説明いたしましたとおり、今年度の発行可能額の確定により減額するものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費に21億8,315万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは5つの基金の積立金を増額するものでございます。1つ目の財政調整基金積立金11億2,427万6,000円の増額は、法人市民税と普通交付税の増額分を積み立てるものでございます。2つ目の減債基金積立金7億5,787万円の増額は、普通交付税の増額分などを積み立てるものでございます。3つ目の福祉事業基金積立金91万4,000円の増額は、個人の方からの指定寄附金を積み立てるものでございます。4つ目の森林環境基金9万5,000円の増額は、追加交付されました森林環境譲与税を積み立てるものでございます。最後に、庁舎建設事業基金積立金の3億円の増額は、新たに設置する基金で、庁舎建設を目的とした基金の積立てでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

続いて、議案第15号「筑西市特別会計条例の一部改正について」審査を願います。

引き続き、板橋財政課長、説明を願います。

○財政課長（板橋 勝君） 議案第15号「筑西市特別会計条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計について、八丁台土地区画整理事業の完了に伴い、特別会計を廃止しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条中第4号の「下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計」を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とするものでございます。

附則につきましては、施行日を令和4年4月1日とするものでございます。第2項は、経過措置でございます。この条例の改正前の下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計に係る令和3年度以前の年度の収入、支出、決算については、従前の例によることとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより、議案第15号の採決をいたします。

議案第15号「筑西市特別会計条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の審査を終了いたします。

ここで、では執行部の入替えをお願いしたいと思います。

[企画部退室。人口対策部入室]

○委員長（藤澤和成君） では、続いて、人口対策部所管の審査に入ります。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、人口対策部所管の補正予算について審査を願います。

それでは、人口対策課から説明を願います。

渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） 人口対策課、渡辺でございます。

議案第7号のうち、人口対策課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。事項別明細書、2、歳入でございます。款18項1寄附金、目12節1企業版ふるさと納税寄附金1,070万円の増額補正をお願いするものでございます。これは企業版ふるさと納税寄附金として、市外に本社のある企業12社から地方創生10事業に対し寄附を受領したことにより、特定財源におけるその他を増額し、一般財源を減額する財源更正でございます。

ここで、本日お配りいたしました資料を御覧いただきたく存じます。企業版ふるさと納税寄附状況一覧でございます。ご説明は、表の最上段の項目で申し上げまして、本社所在地、企業名、代表者、寄附事業名、寄附金額の順番で読み上げてまいります。

1社目の企業は、東京都千代田区内神田1丁目2番8号、株式会社三橋設計、代表取締役社長 武藤昭様より、多子世帯保育料軽減事業に30万円のご寄附をいただいたものでございます。

2社目の企業は、茨城県土浦市神立町2506番地、株式会社セントラルメディカル、代表取締役 中根祐一様より、西部医療機構運営支援事業に20万円のご寄附をいただいたものでございます。

3社目の企業は、公共交通対策事業に50万円のご寄附をいただいたものでございます。なお、寄附企業様からのお申し出により、社名等は非公表とさせていただきます。

4社目の企業は、茨城県常陸太田市東二町2249番地、茨城リネンサプライ株式会社、代表取締役 伊村佳洋様より、西部医療機構運営支援事業に20万円のご寄附をいただいたものでございます。

5社目の企業は、茨城県水戸市住吉町204番地の6、東邦厨房株式会社、代表取締役 上崎明彦様より、西部医療機構運営支援事業に10万円のご寄附をいただいたものでございます。

6社目の企業は、東京都品川区西五反田1丁目14番1号、東京医療化学株式会社、代表取締役 板垣智潤様より、西部医療機構運営支援事業に100万円のご寄附をいただいたものでございます。

7社目の企業は、茨城県水戸市双葉台4丁目569番地の3、三英物産株式会社、代表取締役社長 石塚義章様より、多子世帯保育料軽減事業に20万円のご寄附をいただいたものでございます。

8社目の企業は、茨城県水戸市中央2丁目6番10号、株式会社ハートコーポレーション、代表取締役 若林立美様より、小中一貫教育推進事業に10万円のご寄附をいただいたものでございます。

9社目の企業は、茨城県古河市尾崎2638番地の2、ハムリー株式会社、取締役会長 鈴木照雄様より、西部医療機構運営支援事業に200万円のご寄附をいただいたものでございます。

10社目の企業は、東京都港区港南2丁目16番4号、品川グランドセントラルタワー17階、株式会社南山堂、代表取締役 小池孝芳様より、西部医療機構運営支援事業に100万円のご寄附をいただいたものでございます。

11社目の企業は、茨城県古河市中田1276番地1、サン商事株式会社、代表取締役 山浦博様より、西部医療機構運営支援事業に10万円のご寄附をいただいたものでございます。

最後に、12社目の企業は、東京都千代田区丸の内1丁目8番3号、丸の内トラストタワー本館20階、エネグローバル株式会社、代表取締役 李力欧様より、誕生祝い金事業に100万円、小学校入学祝い品支給事業に100万円、高齢者等ごみ出し支援事業に100万円、筑西うまいもんPR事業に100万円、中学校入学祝い品支給事業50万円、地域創生学生交流事業に50万円、合計6事業500万円のご寄附をいただいたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 詳しい説明ありがとうございました。それで、この企業版ふるさと納税なのですが、1,070万円いただいたわけですけれども、これ実際にこの納税をいただく経費、それについてお伺いします、1点目。

2点目は、この寄附事業名の中で、西部医療機構運営支援事業が7社、7件ありますが、この辺の寄附事業名の、この西部医療機構に対する7社のどういう意向で寄附をしていただいたのか、その辺の分析はどうか、伺います。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） ご答弁申し上げます。

まず、1つ目のご質問でございますが、この経費は幾らかというご質問につきましては、申し上げます。29万2,545円でございます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。西部医療機構への寄附企業の意向でございますけれども、一貫して言われておりますのが、この地域医療に貢献する病院に対しまして、この後長く継続するこの事業に少しでも貢献できるようにという思いというところが、皆さんおっしゃるところでございます。地域医療の推進というところに皆様ご寄附の意向がございました。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今コロナの感染が広がっておりますけれども、その辺の関係はないのかどうか。前回は全員協議会で西部医療機構の理事長とか病院長、看護部長のお話を伺って、急性期病院ということで、積極的にコロナの感染患者を受入れ、治療に専念している、本当に奮闘しているというお話を伺いました。そういう意味で、このコロナ対策に対して寄附していただいた企業の方々も、コロナ防止のためという意向はなかったのかどうか、誘導尋問みたくなってしまうかもしれませんが、その辺のところ、コロナ対策についての意向はどうか、伺います。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） コロナに対しまして、やはり企業の皆様おっしゃっておられましたが、それも含めた一貫した地域医療体制の構築ということが、皆さんおっしゃることです。コロナもおっしゃってありました。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） そこら辺詳しく最初から話していただければ質問にならなかったのですが、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（藤澤和成君） そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） これで質疑を終結いたします。

以上で人口対策部の審査を終了いたします。

ここで、執行部の入替えをお願いしたいと思います。

〔人口対策部退室。税務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） それでは、続いて、税務部所管の審査に入ります。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、税務部所管の補正予算について審査を願います。

市民税課から説明を願います。

櫻井市民税課長。

○市民税課長（櫻井祐一君） 市民税課の櫻井と申します。よろしく申し上げます。着座にてご説明させていただきます。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、市民税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。1行目、款2総務費、項2徴税費、事業名、住民情報システム（市民税・諸税）改修事業、77万円の繰越しをお願いするものでございます。これは令和5年1月から全国一律で運用が開始される予定であります。該当車両の納税情報を、納税書を通さずに軽自動車検査協会が確認できる軽自動車ワンストップサービスの実施に伴う、軽自動車税システムの改修経費でございますが、本来であれば本年度中に国から示されるはずの改修のための仕様書の提示やシステムの事前連動試験時期などのスケジュールが遅れていることから、年度内の執行が困難であるため繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、ページ数が変わります。14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款1市税、項1市民税、目2法人、節1現年課税分5億4,800万円の増額補正をお願いするものでございます。法人市民税につきまして、当初は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市内の主要企業の業績悪化の予測を基に、滞納繰越分を含め7億1,813万円を見込んでおりましたが、市内の主要産業である製造業には考えていたほど影響はなく、また、影響を受けていた企業についても、業績は回復してきております。また、ワクチンの早期接種や納税の軽減措置などの社会経済活動回復のための様々な対策が講じられたことで、本市の法人市民税には想定したほど影響がなかったことから、現年課税分の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で税務部の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで、暫時休憩したいと思います。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時 5分

○委員長（藤澤和成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

まずは、市民課から説明を願います。

大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 市民課長の大武です。よろしくようお願いいたします。説明につきましては、着座にてさせていただきます。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許補正、1、追加でございます。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、「住民情報システム（住民記録改修事業）」660万円につきまして、今回の補正に計上しておりますが、年度内での執行が困難であるので、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。説明につきましては歳出でご説明いたします。

次に、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄3、社会保障・税番号システム整備費補助金660万円の増額補正をお願いするものでございます。これはマイナポータルを利用したワンストップサービスの利用に係るシステムを整備するための補助金でございます。詳細につきましては歳出でご説明いたします。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料、説明欄、住民情報システム（住民記録改修事業）660万円の増額補正をお願いするものでございます。事業内容ですが、住民基本台帳法の改正により、マイナンバーカードの所有者がマイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転出・転入届の手続の時間短縮化、ワンストップ化するに当たり、住基システムについて必要となる改修を行うための費用でございます。歳入でご説明しました国からの補助金によって全額措置されるも

のでございます。

また、先ほど繰越明許補正でご説明しましたが、全額を翌年度へ繰越しするものでございます。これは国からの補助金の交付要項が示されたのが令和4年の2月であったため、今後住基システムの改修作業を進めていくことから、年度内での執行が困難であるため繰越しを行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この委託料とありますが、委託先はどのようなところか、お伺いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 石嶋委員の質疑にご説明いたします。

住基システムのメインで委託しておりますTKCのところに委託することになります。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらマイナポータルを使って転入とか転出届が出せるということで、窓口で手続をしなくて済むということでのいいのですよね。

○委員長（藤澤和成君） 大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） ご説明いたします。

転出につきましては、マイナポータルからネットワークを通じて届出をいただいて、窓口に来ていただかなくても問題はないのですが、転入については、どうしてもカードの更新がありますので、一度だけは来ていただくようになります。ただ前もって予約をしていただくので、手続についてはスムーズに進む形になります。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） それは、いつからこういったシステムが使えるようになるということなのか。

○委員長（藤澤和成君） 大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） ご説明いたします。

予定では来年度、令和5年度の1月には開始するよということ、国からの指示がありますので、それには間に合うようにシステム改修とか進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、環境課から説明を願います。

大木環境課長。

○環境課長（大木孝仁君） 環境課の大木です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入(総務)、説明欄95、筑西広域市町村圏事務組合返還金でございますが、1,737万4,000円のうち、環境課所管分94万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは筑西広域市町村圏事務組合分賦金の還付金で、し尿処理施設の基幹的設備改良事業が令和2年度で完了したことにより、令和2年度予算分の分賦金が市の負担割合に応じて還付されることになりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長(藤澤和成君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤澤和成君) 質疑を終結いたします。

次に、消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長。

○消防防災課長(青木 徹君) 消防防災課長の青木です。よろしく願いいたします。説明につきましては着座にて失礼させていただきます。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち、消防防災課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。繰越明許費補正でございます。款9消防費、項1消防費、事業名、消防団員活動用装備品購入事業200万円につきましては、年度内の執行が困難であるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。詳細につきましては歳出にてご説明申し上げます。

続きまして、地方債の補正、8ページ、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、1、変更でございます。下から3行目、消防施設整備事業消火栓の限度額を1,520万円から1,730万円に増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記述のとおり変更はございません。なお、詳細につきましては歳入でご説明申し上げます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。歳入でございます。款21諸収入……

(「雑入」と呼ぶ者あり)

○消防防災課長(青木 徹君) (続)節2雑入、説明欄95、筑西広域市町村圏事務組合返還金でございますが、1,737万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。このうち1,642万6,000円につきましては、川島分署建設事業が令和2年度で完了したことにより、令和2年度予算分の分賦金が市町村負担割合に応じて還付されることとなりましたので、増額をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目9消防債、節1消防債、説明欄1、消防施設整備事業債、消火栓210万円の増額補正をお願いするものでございます。先ほどの地方債の補正に関連するものではございますが、新設消火栓の設置、消火栓の設置、布設替えによる消火栓設置負担金の確定に伴う起債対象事業費の差額分210万円について、起債額の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、28、29ページをお開き願います。歳出でございます。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節10需用費、説明欄、消防団員活動用装備品購入事業につきまして、200万円の増額をお願いするものでございます。

事業内容ですが、近年筑西市において化学物質等の人体に影響を及ぼす有毒ガスが発生する火災が多発

している状況にあり、また新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、これまで以上に感染対策を十分に行わなければならない災害現場が増加することが考えられます。こうした状況を踏まえて、有害ガスの発生や新型コロナウイルスの存在が懸念される災害現場等において、消防団員の口腔、鼻腔を防護し、消防団員の安心安全な消防活動の確保を図る必要があるため、安全保護装備品、防毒マスクを速やかに購入することとし、増額補正をお願いするものでございます。

なお、先ほど繰越明許費補正でご説明いたしましたが、全額を翌年度に繰越しするものでございます。

次に、目3消防費、節18負担金補助及び交付金、説明欄の消防施設整備事業、消火栓242万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。先ほど地方債の補正及び歳入に関連するものでございます。増額となる理由といたしましては、消火栓設置工事に関わる人件費、資材等の高騰による1基当たりの入札工事契約単価の増に伴う水道事業会計への消火栓設置負担金の増額によるものでございます。

議案第7号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第7号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第7号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

議案第7号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第16号「筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を審査願います。

引き続き、消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長。

○消防防災課長（青木 徹君） よろしく願いいたします。

続きまして、議案第16号「筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例改正につきましては、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の報酬を年額報酬及び出動報酬と併せて当該報酬の額を改正するほか、その他所要の改正をするものでございます。

改正の理由につきましては、消防団員が減少している一方で、災害が多発し、団員の負担が増加していることを踏まえ、国において非常勤消防団員の報酬等の基準が定められ、各市町村において消防団員の処遇改善を図るため、必要な条例改正を及び予算措置を講ずるよう、国からの要請を受けたことに伴い改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、国の基準において消防団員の報酬の種類について、出動報酬が新たに示されたことから、消防団員が出動した際には、出動報酬を支給することとする改正を行うものでござい

ます。

次に、消防団員の年額報酬につきまして、国の基準に従い、階級が団員である者の年額報酬を、現行の「年額3万4,000円」から「年額3万6,500円」に増額する改正を行うものでございます。なお、改正後はこれまで「団員」としていた区分を「その他の団員」と改め、その他の団員よりも上位の階級にある者等の年額報酬については、据置きといたします。

次に、出勤報酬の支給額につきましては、議案第16号の2ページ下段に記載している別表2のとおりとすると改正を行います。国の基準において災害出勤の標準額が1日当たり8,000円と示されたこと、これまで支給していた費用弁償の額を勘案し、支給額の改正を行うものでございます。

以上の主な改正内容を具体的にご説明申し上げますと、第12条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中、「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第3項とし、「同条第1項中別表第1に上げる区分により報酬を支給する」を「別表第1左欄に上げる区分に応じ、同表右欄に定める年額報酬を支給する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として、「団員の報酬は年額報酬及び出勤報酬とする」の1項を加えるというものでございます。

さらに、第2条に、5、「団員が災害警戒訓練等の職務に従事する場合には、別表第2左欄に上げる区分に応じ、同表右欄に定める出勤報酬を支給する」の1項を加えるものでございます。

次に、別表第1は年額報酬の一覧であります。別表第1中「団員」を「その他の団員」に改め、年額報酬を現行の「年額3万4,000円」から「年額3万6,500円」に改めるものでございます。

次に、別表第2は出勤報酬の一覧でございますが、別表第2左欄に上げる区分に改め、かつ同表右欄に定める出勤報酬の支給額に改めるものでございます。また、そのほか、それらの改正を行ってございます。

なお、附則でございますが、条例の施行日を令和4年4月1日とし、経過措置を追加しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

榎戸議員。

○委員（榎戸甲子夫君） 消防団員の出勤報酬についてちょっとお尋ねをしたいのですが、この法改正によりまして、これは増額になったわけですね。であるのですが、私いつもこういうことを思うのです。私もこういう立場で地元の自治会員と消防団員の後継者に悩んでいるわけです。これは我が町ばかりでなく、全国そういった傾向にあるらしいのです。消防団の発足当時はボランティアという意識が強かったし、社会背景もそうでありました。しかし、昨今は地元に残っているという方、若い方、消防団に少ないのです。だからなり手が少ないのもさることながら、この報酬につきましても、同じ4時間出ても、ホースを持つ持たないで、こういう値段の設定というのは、国は国の規定ですが、我が町で消防団員のいろいろな情報を集めて、担当部として我が筑西市だけでできることのところを考える方向を示してほしいというのが私のこれは質問というか意見なのです。でないともあまりにも、時は金なりとも言いますし、いや、ボランティアは金ではないという言い方もあります。でも、やはり出る以上は、たとえ放水してもしなくても、夜間であれば、次の日の仕事に差し支えるし、昼間であれば、仕事を投げ打って駆けつけなければならない、非常に過酷な状況にいるのが消防団員なのです。ほかのボランティアと違ひまして、一日中どこかに消防団の意識がありますから、これはそういった日頃の精神的な重荷というか、そういうことも少しでも緩和するために、こういった報酬面については、消防団員の方々に広くアンテナを立てて情報収集をして、筑

西市なりの補填ができるようなことに私は行ってほしいと、そう思うのでありまして、よく担当部で相談をしながら、できればもう少し待遇改善がなるように考えてはどうかということを意見として申し上げます。

以上。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

議案第16号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより、議案第16号の採決をいたします。議案第16号「筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了いたします。

これで、総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了となりました。

執行部の皆さんは退席を願います。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時28分